

こんにちは 町長です

Hello from the Mayer



高野 まさひろ

皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

まだ寒さは残りますが、少しずつ春の足音が聞こえてくる季節となりました。役場では、令和8年度に向けた準備が進み、「年度の締めと、次の一年の入口」を迎えています。

私が町内を歩いていると、「町長さん」「高野まさひろ」「SNS見てます」など、さまざまな声をかけていただく機会が増えました。その一つひとつが、町政と町民の距離を縮める大切な接点であると感じています。

今年の抱負である「変」は、大きな転換ではなく、町政をより身近に、頼りやすく感じていただくための、小さな工夫と改善を積み重ねるという意味です。その取り組みの一つとして、1月8日から「スマホ町役場」がスタートしました。申請や通報などがスマートフォンで行えるようになり、暮らしとの距離が一段と縮まります。サービスは順次拡大していきますので、ぜひご活用ください。

新年度に向けて、一緒に考え、一緒に進める町政を引き続き目指してまいります。季節の変わり目ですので、健康に留意してお過ごしください。



町公式LINE

スマホ町役場
ご利用は
こちらから

不用品回収サービスの トラブルにご注意を！

引越しや自宅整理の際に出る不用品を回収する業者は、「一般廃棄物処理業の許可」又は「市町村からの委託」が必要です。無許可業者による不用品回収サービスのトラブルが増加しています。

【事例1】 ネットで「安価な定額パック」と書かれた業者に電話し、不用品の量を伝えたら、料金2万円と言われたので依頼した。当日、作業後に追加料金が発生し、10万円を請求された。

【事例2】 「トラック詰め放題」の広告を見て依頼したところ、当日「荷台囲いの高さまで」と言われた。入らないので断るとキャンセル料を請求された。

消費生活センターからのアドバイス

- ・依頼前に、一般廃棄物処理業の許可業者なのか、作業内容、料金、追加料金の有無、キャンセル料金等を確認しましょう。
- ・見積りと違う高額な請求に納得できない時は、その場で支払ってはいけません。
- ・一般廃棄物の処分にお困りの場合は、町環境経済課(☎991-1839)にお問い合わせください。
- ・一時多量ごみ等の処分については、松伏町環境事業協同組合(☎940-2836)へ依頼してください。

1人で悩まず すぐ相談！

消費者ホットライン 松伏町消費生活センター

188 局番なし 又は ☎984-7208

人権

それは 愛

同和問題解決に向けた取り組みと 今後の課題

問合せ

教育文化振興課 ☎991-1873

企画財政課 ☎991-1815

同和問題は、日本社会における歴史的な身分差別に起因し、一部の人が長年にわたり社会的・経済的に不利な立場に置かれ、結婚や就職で差別を受けるなど、基本的人権が侵害されてきた問題です。この差別は現在も続いており、社会全体での正しい理解と解決に向けた取り組みが求められています。

最近、インターネット上で誤った情報が拡散され、特定の地域に対する偏見が助長されています。これにより、同和問題への誤解が深まり、差別を正当化する行動が一部で見られています。特に、SNSや掲示板での誤解を招く発言が問題となり、社会全体での意識改革が必要です。

このような状況を受け、平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」や、最近制定された情報プラットフォーム法(情プラ法)は、インターネット上での差別的な投稿を規制し、差別解消に向けた取り組みを強化しています。これにより、誤った情報の拡散が抑制され、社会全体での意識向上が期待されています。

また、地域住民向けの研修や学校での啓発活動が進められており、次世代への正しい理解が広がり、地域社会での相互理解も深まっています。私たち一人ひとりが誤った情報に流されることなく、正しい認識を深め、差別のない社会を共に築いていきましょう。